

なぜこの保障なのか？がよくわかる！
D-ONE JSC総合保障
他のどこにもない！オンリーワンの保障！

自らのビジネス展開をより強固にするために
自らの目で確認して、必要な保障を組み合わせた制度。
民間の保険にはないココだけの「レア」な保障も含まれています！

- <その1： 自らの手で必要な保障を主体的にアレンジ>
- <その2： 働く者の声をもとに設計の交渉を実践>
- <その3： 2015年の合併記念！負担はそのままで充実！>
- <活用方法> 企業の福利厚生担当者、個人事業者にとってのメリット

こんな保障の組み合わせ、どこにもない！オンリーワンの保障！

◎他にはない特長

<その1：自らの手で必要な保障を主体的にアレンジ>

自ら必要な保障を自らの手で設計してきたからこそその内容！

小規模事業者自身が、自らのビジネス展開をより強固にするために、自ら必要な保障を組み合わせている制度です！



大企業と違い、公的な保障や会社の福利厚生制度や薄くなりがちな小規模事業者は、常にリスクと隣り合わせ。

よって、

自身のビジネスにしっかり専念するために、

必要な守りを確保しようと、「こんな保障が欲しい！」と

保険会社や共済へ交渉し、

1999年より保障内容の組み合わせに成功し、継続して今に至ります。

<その1補足: D-ONEの使命:なぜ我々が取り組むのか?>

⇒組合員の事業のサポート

日本の2/3以上を占める中小企業従業者や小規模事業者のビジネス環境を整え、福利厚生制度を充実させることだからです

◎日本では、働く人の2/3以上が、中小企業の従業者や自営業者

図のように、企業数では、大企業は0.3%にすぎません。中小企業数が99.7%、従業者数では、**全体の2/3**を占めています。

◎中小企業の従業者や自営業者こそ、福利厚生制度や自助努力が重要

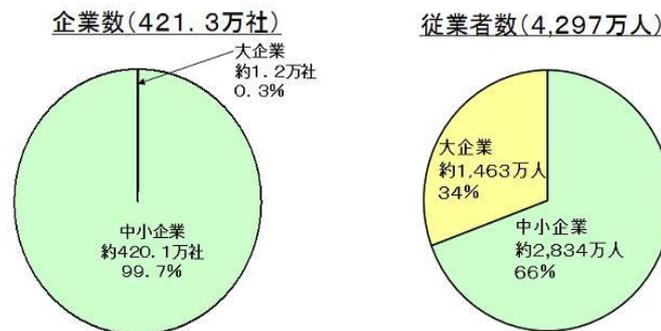
大企業は、健康保険の付加給付や、出産・育児・労災など福利厚生制度が比較的整っています。

しかし、中小企業や自営業者は、手厚い保障を独自に確保するのは、コスト面など課題。

⇒組合として、組合員向けに福利厚生制度を提供すれば、低コストで、ニーズに合った保障設計を実現できます。

(1) 中小企業の企業数・従業者数等

中小企業は、全企業のうち、企業数で99.7%、雇用者数で7割を占める。

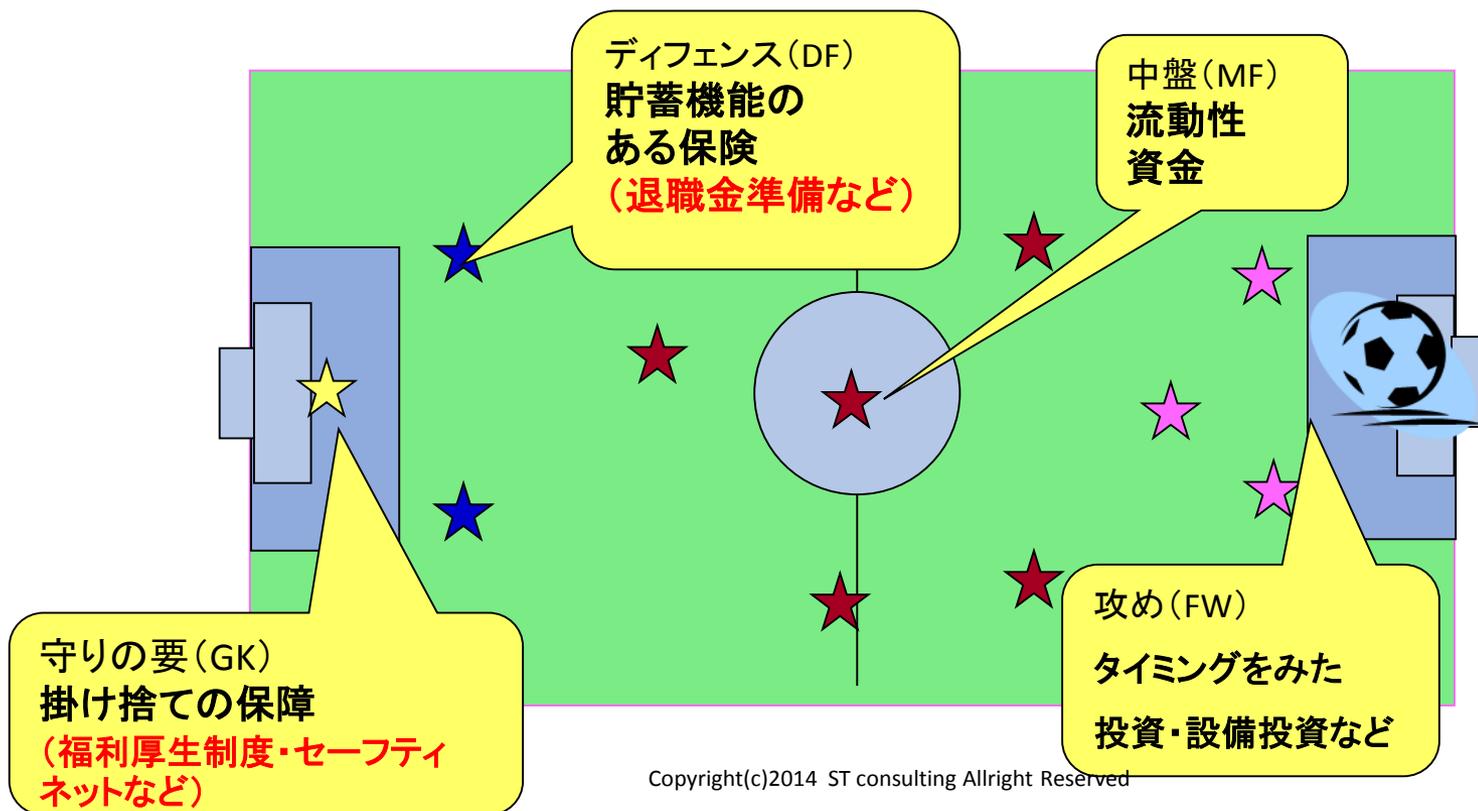


中小企業の定義/製造業:建設業、運輸業、その他の業種:資本金3億円又は従業員数300人以下
卸売業:資本金1億円以下又は従業員数100人以下
小売業:資本金5千万円以下又は従業員数50人以下
サービス業:資本金5千万円以下又は従業員数100人以下

総務省「平成21年経済センサ基礎調査」再編加工

<その1補足： ビジネス戦略のあり方>

サッカーのように、ビジネスでも、
守りの選手がしっかりしていると、安心して攻めることができます！



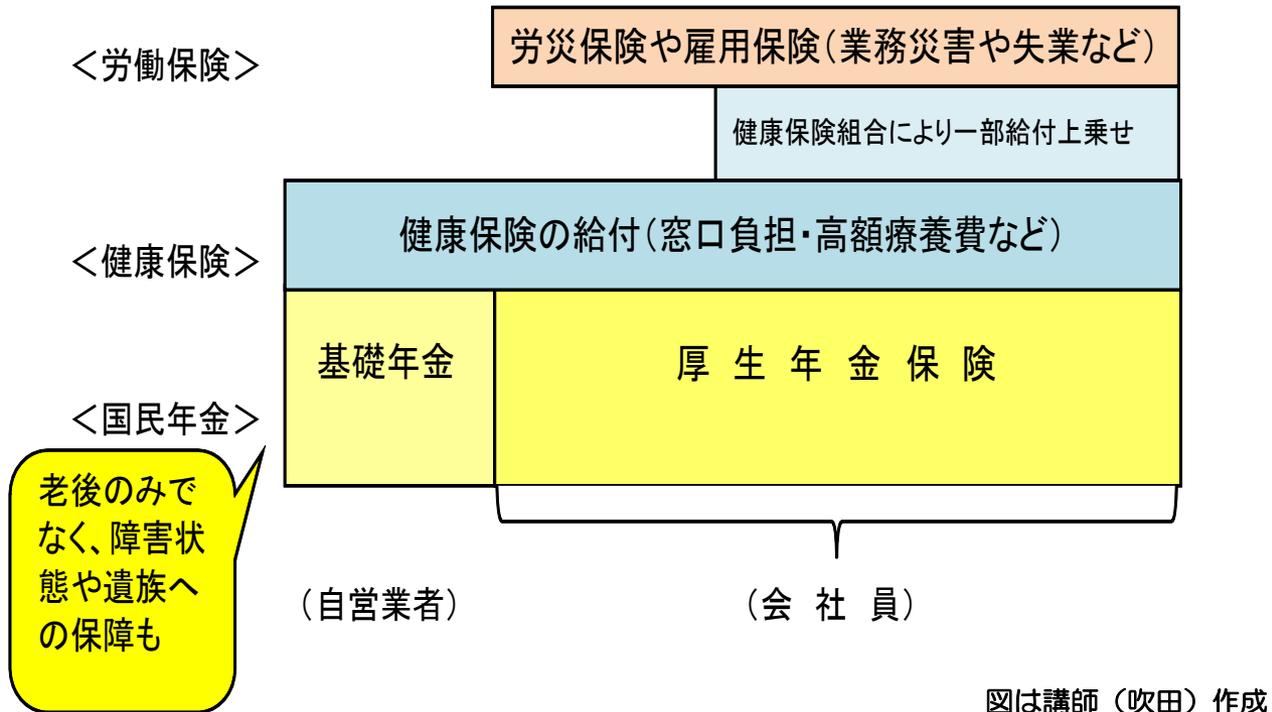
ビジネスでは、売上や利益を上げることなど積極的に考えることが多いでしょうが、それを長期的に持続させるには、守りの役目がとても大事といえます。

<その1補足:現状の保障内容の違い>

大企業の従業員と比較して、中小企業の経営者や小規模事業者は保障が薄くなりがち

	中小企業従業員	小規模事業者 (経営者や自営業者など)	大企業従業員
病気やケガ	健康保険 (高額療養費・傷病手当金)	健康保険 (高額療養費制度) 	健康保険 (高額療養費・傷病手当金・付加給付がある組合も)
仕事や通勤による災害	労災 (療養給付、休業補償などあり)	健康保険の自己負担 	労災(療養給付、休業補償などあり)
出産・育児	健康保険 (出産育児一時金・出産手当金)雇用保険 (育児休業給付)	健康保険(出産育児一時金) 	健康保険(出産育児一時金・出産手当金) 雇用保険(育児休業給付)
家族の介護	有給休暇のみ	なし 	一部企業で介護離職防止の団体保険あり
本人の死亡	遺族基礎年金と遺族厚生年金	遺族基礎年金 	遺族基礎年金と遺族厚生年金
退職・引退	退職金・退職年金	特になく、小規模企業共済・確定拠出年金・国民年金基金など	退職金・企業年金・確定拠出年金など

<ご参考> 死亡・障害状態・病気やけがなど、 国から守られている部分



＜ご参考＞病気やけがで医療機関にかかる際、
国から得られる援助（高額療養費制度）

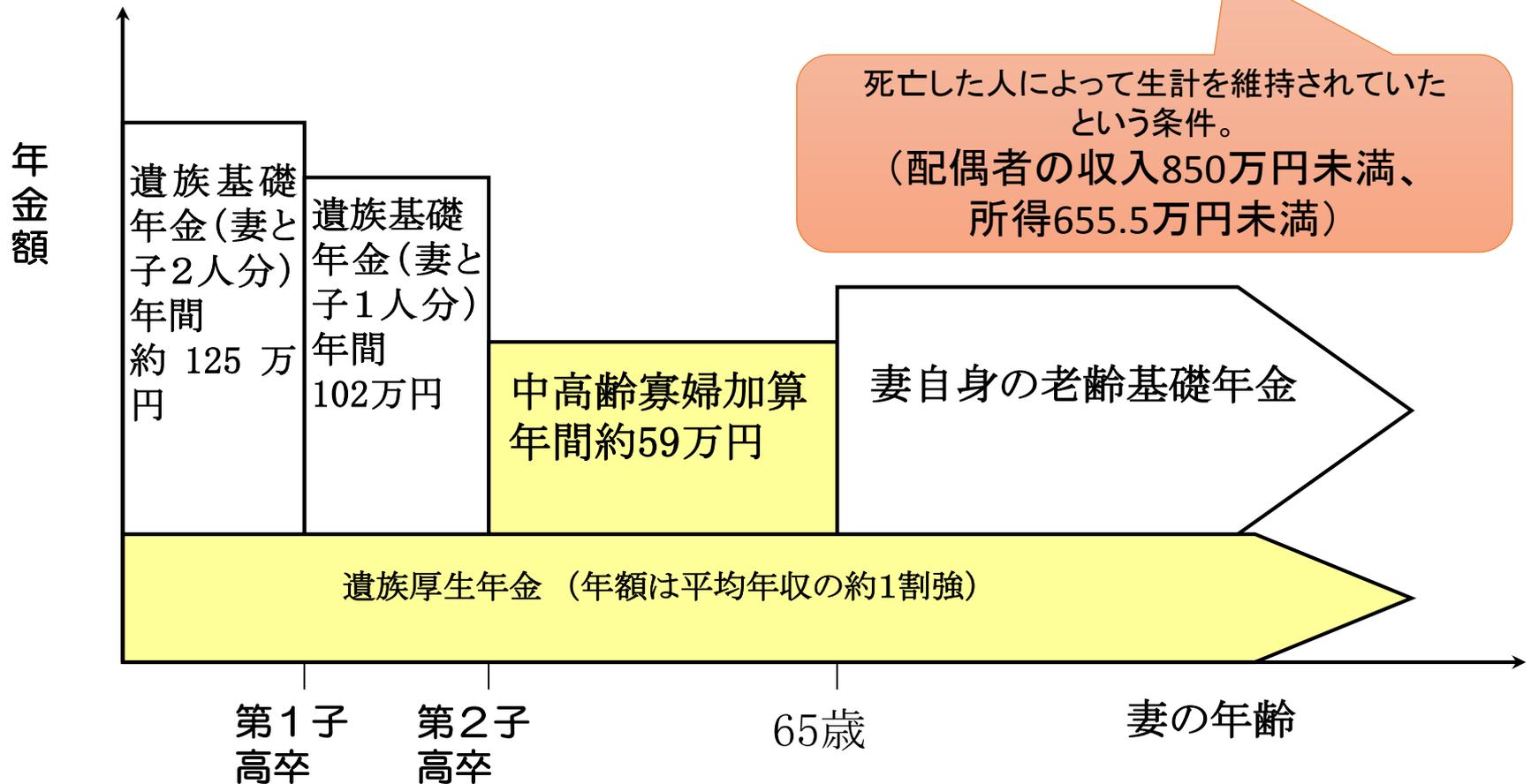
病気やけがで医療機関にかかった場合、
1か月の負担には上限がある
（平成27年1月診療分から：健保適用分、70歳未満）

所得区分	自己負担限度額	多数該当
①区分ア （標準報酬月額83万円以上の方）	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
②区分イ （標準報酬月額53万～79万円の方）	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
③区分ウ （標準報酬月額28万～50万円の方）	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
④区分エ （標準報酬月額26万円以下の方）	57,600円	44,400円
⑤区分オ（低所得者） （被保険者が市区町村民税の非課税者等）	35,400円	24,600円

上記を超えた分は
健保が肩代わり

死亡後に家族が国から得られる遺族年金

世帯主が死亡・高度障害状態になったら、公的な遺族年金が受け取れます。
民間保険は、それだけでは足りない部分を補うと考えれば合理的。



図は講師(吹田)作成

<その2:働く者の声をもとに設計の交渉を実践> 性別や年齢差なく、働く事業者を応援する！ 他にない4つのポイント

【民間にはないポイント1】

「出産や育児は、日本社会に大切なことだが、大企業と違って休みしにくいし、自営業者は休むと収入に影響してしまう。」

「出産や育児の収入減や負担増を少しでもカバーできると嬉しい」

⇒男性でも女性でも、1歳未満の子を養育するために休業したら、
「育児休業補償金」を受け取れるよう設計！

女性のみでなく、男性も、安心して請求できます！
子育ては社会全体で仕組みとして応援したいという願いが込められています。

自分の介護ではなく、親など家族の介護の保障は、他にはありません！

【民間にはないポイント2】

「家族を介護するために、仕事を休んだり、仕事ができなくなると、収入に直結してしまう！」

「遠方の親が介護になったら不安、少しでも身近な人の介護による仕事への影響を軽減したい」

⇒遠方の親などを含み家族が「常時介護を必要とする状態」となり、
介護サービスの費用負担があれば、対象家族一人につき

「介護費用助成金」を導入！

遠方の親や配偶者でも対象です。
自分の親、配偶者の親など、対象家族一人につき、助成金が適用されるので、今後4人分を受け取れることもあるでしょう。

【民間にはないポイント3】

(働く者の声)

「自分自身の入院が即、収入減になってしまう！入院初日からの給付が欲しい。」

⇒他の医療保険に先駆けて、1999年より「**入院見舞金**」として、**入院1日目から1万円の給付を実現！**

【民間にはないポイント4】

(働く者の声)

「経営者や役員、個人事業者などは、労災が適用されない！しかし、仕事上のケガや障害は業務への影響も半端ない。何とか守りを確保できないか？」

⇒仕事で障害を負った際に備えて「**業務上災害見舞金**」を盛り込む！

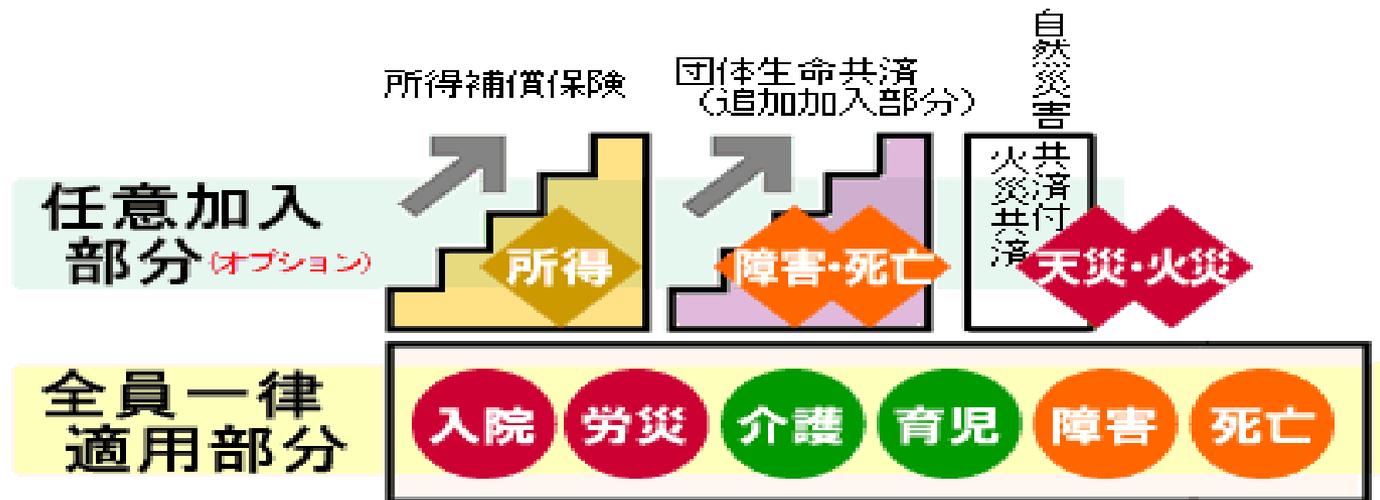
毎月の会費は、

「全員一律適用分」として、以上の

入院・育児休業・介護費用・業務上災害・死亡保障が
セットで、2,850円。

※オプション保障は別途、保険料がかかります。

JSC総合保障は「全員一律適用部分」と「任意加入部分」の2階建て



こんなときに	補償額	保障制度
病気・ケガで入院したとき	1日につき1万円 (1日目から30日まで)	入院見舞金
仕事で障害を負ったとき	障害の程度に応じて 50万-500万円	業務上災害見舞金
家族が要介護になったとき	対象家族1人につき 最高50万円	介護費用助成金
乳児の養育で休業したとき	1か月につき5万円 (3カ月まで)	育児休業補償金
死亡・重度障害を負ったとき	100万-200万円	団体生命共済

<その3: 2015年の合併記念! 負担はそのままで充実! >

結婚や銀婚、子どもの就学祝金、ご本人のみでなく御家族の死亡弔慰金について追加の負担なしで、従来の会費のまま、保障を拡大!

◎お祝い金: 結婚・出生・銀婚・就学 (小学・中学・高校・大学)

Ex. 子どもを3人出産して育てられたら、
⇒合計11000円×3人=3.3万円

給付種類	内 容
結婚祝金	8,000円
出生祝金	3,000円
就学祝金	小中高大 各2,000円
銀婚祝金	5,000円
死亡弔慰金	子や配偶者、本人など 3万円~3,000円
重度障害見舞金	3万円

◎弔慰金・見舞金

本人のみでなく、御家族の死亡弔慰金、
障害状態での見舞金もより充実

<活用方法>

◎自営業やフリーランスの方にも、もちろん個人でご利用いただけます！

◎会社の経営者・人事・総務のご担当者様には、優秀な人材確保や福利厚生のアウトソーシングに最適です！

(導入事例)

◎デザイナー、ライターなどを多く抱え、業務委託をしている会社様

発注をよく行う業務委託先の個人に対する「福利厚生サービス」として導入可能

◇導入会社様にとってのメリット

◎経営上のメリット

仕事に専念できる環境を提供することで、優秀な人材を確保できる。

◎手続き・負担などのメリット

保障の手続きなど、福利厚生部門のアウトソーシングができる。

◇業務委託者(フリーランス・個人)にとってのメリット

民間にはない保障も含めて割安な会費で得られる。

仕事の受注先との信頼感が高まり、仕事に専念できる。

既に
複数の会社様の
導入実績があります。

お気軽にお問い合わせ
くださいませ。

【お問合せ先】
<http://www.digital.or.jp/a-05.html>

プロフィール: 吹田朝子 (すいた ともこ)

●一般社団法人 円流塾 代表理事、 STコンサルティング(有)代表 (Tomoko Suita)

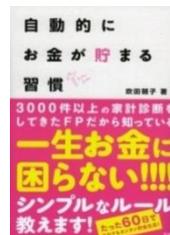


1989年一橋大学商学部卒業後、国内生保で企画・調査、予算管理部門を経て1994年よりFPとして独立。20歳から80代、独身やファミリー、二世帯など3300件以上の家計や人生相談を通じて、お金との付き合い方がパートナーとの付き合い方と共通点があることを発見。幸せな人生に向けた「パートナーシップ」の在り方を伝授している

ファイナンシャル・プランナー(CFP®)1級ファイナンシャル・プランニング技能士、宅地建物取引士、住宅ローンアドバイザーなど

<主な著書>

- 「自動的に お金が貯まる習慣」(洋泉社)
- 「2人の貯蓄生活術」(ナガオカ書店)
- 「改訂版 住宅ローン 賢い人はこう借りる！」(PHP研究所)
- 「お金持ちレシピ」(明日香出版)、
- 「サラリーマンの家計簿」(実業之日本社)、
- 「住宅ローン 賢い人はこう借りる！」(PHP研究所)
- 「マイホーム 賢い人はこうして買う！」(PHP研究所)



<雑誌・TV等>

サンケイリビング新聞「家計ナビ」の連載(2013年まで8年間)、日経新聞、朝日新聞、読売新聞 家計知恵検定連載のほか、日経ヴェリタスなどの取材多数、All About 連載、テレビ東京「株式ワイド オープニングベル」、TBS「はなまるマーケット」、NHK「家計診断おすすめ悠々ライフ」などに出演。



<その他>

経済産業省の「健康寿命を伸ばそうプロジェクト」にFP会社として参画。健康とお金の研究調査を実施。健康FP(R)。